

紀州藩松坂領における非人番及び惣廻りについての小考察

寺木伸明

要約 紀州藩本藩及び同藩田辺領における非人番及び惣廻りの存在形態や職務等についての研究は、一定、進められてきたが、同藩松坂領のそれらについては実態の解明がほとんど進んでいなかった。そこで、本藩及び田辺領における先行研究を参照・比較しながら、畿内近国の非人番研究の成果も踏まえつつ、松坂領における非人番及び惣廻りの成立時期・配置の仕方・職務内容・職制と命令系統・職務遂行の様子・収入と住居について明らかにしようとした。

はじめに

紀州藩松坂領における非人番及び惣廻りについての先行研究は、わずかに和田勉「総合解説」（『松阪の部落史』第1巻史料編前近代、松阪市、2008年3月、964～965頁）があるのみである。かつて筆者も、「和歌山の部落史」編纂会近世部会で、2007年3月24日に「3 法令・通達類から見た被差別民の状況」の「(2)「非人番」・「惣廻り非人番」の人々の様子」で若干言及し、2010年4月11日の同部会でも「紀州藩松坂領非人番及び惣廻りについて」というテーマで報告したことはあったが、きわめて不十分な内容にとどまっていた。

紀州藩田辺領については、芝英一の「近世田辺領における身分制度と非人番（番太）」⁽¹⁾がある。また、芝は、『田辺同和史』第1巻通史編でも、「非人番」「惣廻り非人番」について論述している⁽²⁾。

和歌山城下の吹上非人村及び近郷の非人番については、藤本清二郎の、次のような一連の業績がある。「和歌山城下、吹上非人村の形成と展開」、「城下町和歌山におけるかわた・非人制」、「近世中期における和歌山近郷の非人番と長吏支配」、「和歌山城下非人村の長吏・非人改

役と肝煎」⁽³⁾。

紀州藩本藩及び田辺領における非人村・非人番及び惣廻りに関しては、藤井寿一「紀州藩非人身分の諸相」⁽⁴⁾で詳しい分析がなされている。

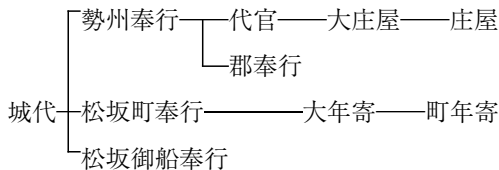
なお、長年にわたって三重県域の前近代部落史研究をリードしてこられた和田勉先生が2009年9月26日未明に享年77歳で他界された。先生には、桑名の部落史・四日市の部落史そして松阪の部落史の編纂事業において、地元での古老の聞き取りや古文書の解読、編集等で、大変、お世話になった。ここに改めてご生前のご厚誼とご薫陶に対して心より感謝申し上げ、本稿を先生のご霊前に捧げる次第である。

本論に入る前に松坂領について簡単に説明しておきたい。ここでいう松坂領とは、近世紀州藩領のことである。元和5年（1619）、徳川家康第10子頼宣が幕命により紀州に入国して、それまで統治していた浅野氏（同年芸州広島に移封）の所領紀伊国37万石余と新たに伊勢国のうち18万石余を合わせて55万5000石を領有した。伊勢国には田丸領6万2900石余、白子領4万7500石余そして松坂領7万1900石余の紀州藩領があり、これを伊勢三領と呼んでいた。また、幕府は、紀州藩に有力幕臣の安藤・水野両氏を付家老として送り込んだ。安藤氏は、田辺領

(3万8000石余)、水野氏は、新宮領(3万5000石余)を統治した⁽⁵⁾。

松坂の地は、天正12年(1584)蒲生氏郷がもうじきとの所領となり、同18年に会津に移封されたあと、翌年、服部一忠が入り、文禄4年(1595)には古田重勝に代わった。その後、古田氏の統治が続いたが、元和5年古田氏は石見国浜田に移されて、前述のように紀州藩領となったのである。紀州藩領の初期には代官が駐在したが、寛文12年(1672)より城代が派遣され、伊勢三領を統括した⁽⁶⁾。

寛文12年以降における松坂領統治の職制は、以下のとおりであった⁽⁷⁾。



以下、主として前掲の『松阪の部落史』第1巻史料編前近代(以下『松』①と略す)所収関係史料によりながら、論述していきたい。

1 非人番について

松坂領では、天明5年(1785)11月、従来、在々非人番のことを、番太・小番・小番太とも称してきたが、今後は非人番と唱えるように村々に申し付けた(史料1。以下、下線は筆者)。

[史料1]

在々非人番之儀、番太とも申、小番之者とも申候、一体非人番之儀ニ付、自今一等ニ非人番と唱、番太・小番とハ不申筈ニ付、
村々へ申付候儀、爰元郡奉行中へ相通し候、右之段三領郡奉行中へ御通し可被成候、依之申遣候、以上

十一月廿三日 文左衛門
兵九郎
久兵衛

一郎右衛門様
幸左衛門様

尚々本文非人番之義、小番太とも申所も有之候ハ、是又番太とハ不申、非人番と唱候筈付、此段も御通し可被成候、以上
右之通大庄屋衆より村々へ相廻し候⁽⁸⁾

なお、田辺領では、享和2年(1802)に非人番に名称を統一している⁽⁹⁾。

1 非人番の成立と配置

非人番の成立時期からみると、宝暦2年(1752)成立の久世廉由著『松坂権輿雑集』によれば、古田家在城の節(文禄4年<1595>~元和5年<1619>)に善久という「非人番」と配下の「非人」が極楽町に居住していたとある⁽¹⁰⁾。しかし、そのことを裏付ける史料はない。今のところ、「番人」(松坂領では非人番のこと)の初見は、宝永3年(1706)6月の史料2(下線部)である。

[史料2]

「旅人病氣并相果候節入用定夫金蔵カ可被出事」

一 病人扶持并木銭雑事代

一日ニ米五合ツ、銀壺分五厘

但米直段ハ、年々切米直段を以、代金渡り之筈

一病人ニ連有之附居申入用

右同断

一薬代 一服ニ付式分宛

一病人国元江之飛脚并送遣候者賃銀一日壺人ニ三匁宛

一相果候節、番人并死骸取置候人足賃一日

壺人ニ八分宛

一死人取置桶・杭・竹・繩・蕙代

是は、売上手形を以、売立之通代金受取
申筈

右は、三領往還筋ニ而、旅人相煩并相果候
節、諸入用定也

右之趣を請、夫金蔵宛之手形を以、当分御
代官所より請取可申者也

(1706)
宝永三戌六月¹¹⁾

本藩では、貞享3年(1686)8月には、「非人番」が存在していて、その中から「惣廻り」が任じられた¹²⁾。田辺領では、元禄8年(1695)に「番太」と出てくるのが初見である¹³⁾。尾鷲組では「非人番」「惣廻り非人番」という名称の初見は、正徳元年(1711)10月である¹⁴⁾。宝暦11年(1761)10月には本藩よりの次の通達を松坂領でも通知しているので、この時期には「非人番」という名称が使われていた可能性がある。

[史料3]

段々風立候時節ニも成候事ニ候へハ、別而
火之元之義、無油断弥以相改候様、百姓共
へ入念可被申付候

一 他国者之相見へ候胡乱成もの共、在々
江入込有候趣、相聞候、右躰うろん者
在々江暫も差置申間敷候、うろん躰之
者在々之内、致徘徊ヲ見及聞およひ候
ハ、村々切ニ相改うろん成者有之候
ハ、早速大庄屋元へ可申出旨、可被
申付候

一 村端入口へ番小屋建置、夜中ハ立番致させ、尤村役人・頭百姓共之内、代ルへ打廻り気を付、勿論非人番之者とも昼夜無怠相廻せ、入念候様可被申付候、右之趣、在中へ入念早々可被申候
十月三日¹⁵⁾

史料3によれば、本藩より「村端入口」に「番小屋」を建て置くことを命じられていることが分かる(下線部)。

配置の仕方については、「在々抱非人番」¹⁶⁾とあるように村々に置かれるとともに、「町方非人番」¹⁷⁾とあるように、松坂城下の町々にも置かれていた。

ところで、藤井論文によれば、寛保元年(1741)における本藩の紀伊国名草郡東部の非人番設置率は、90.4%、海士郡北部・西名草のそれは84.0%で、1カ村にほぼ一人の非人番が存在するという状態だった。ただし、嘉永元年(1848)における伊都郡丁ノ町組・中組の両組合わせての設置率は20.4%と低かった。田辺領では、宝暦12年(1762)の時点で27.4%であった¹⁸⁾。

松坂領東岸江組では、明治4年(1871)6月の時点で、組内17カ村すべてに非人番が設置されていた。ただし、1人の非人番で4カ村兼帯が2例、1人の非人番で3カ村兼帯が1例、1人の非人番で2カ村兼帯が1例見られた¹⁹⁾。17カ村のうち実際、非人番が居住していたのは、7カ村であった。

2 非人番の職務

松坂領非人番の職務内容は、以下の通りである(職務対象地域は、抱えられている村内が基本)。

1) 死骸の取り片づけ

前掲史料2に見られるように、行き倒れ人等の死骸の取り片づけは、非人番の大事な職務であった。その場合、人足賃が支給されていた。天明5年(1785)5月、御曲輪内で百姓躰の男性が行き倒れているのが見つかり、その死骸を非人番が引き取り、矢川村三昧(墓所)へ運んでいる²⁰⁾。

2) 胡乱者・博打・盗賊の取り締まり及び召し捕り

明和元年(1764)3月、近年胡乱者が徘徊し、押し込み強盗鉢の風聞があるので、見つけたならば非人番に連絡し、非人番は端々までよく巡廻するように東岸江組大庄屋から組内各村庄屋へ通達されている²²⁾。ほぼ同文の通達が、^{まえのへ}駅部^た田組大庄屋からも組内庄屋に出されている²³⁾。享和2年(1802)8月には、博打取り締まりを惣廻り(後述)及び村々非人番にさせるよう大庄屋等から通達されている²⁴⁾。なお、この通達は、末尾に前年7月に幕府勘定奉行から出された博打取り締まりに関する触れを掲載していることから、その幕令を踏まえて本藩から松坂領へこの通達を出すよう指示されたことがうかがえる。

寛政2年(1790)8月、非人番が盗賊・胡乱者を召し捕ったら、非人番から庄屋へ、庄屋から大庄屋へすぐに連絡するように大庄屋から村役人へ通達している²⁴⁾。

3) 盗難防止・火の用心のための巡廻及び年末の夜回り番

明和4年(1767)10月、火の元・盗人用心のため、非人番は昼夜油断なく「^{せいどう}制道」を行うよう申し付けられている²⁵⁾。また、年末の夜回り番も行った。文政9年(1826)の殿村「小入用帳」によると、同年12月1日より大晦日まで夜廻り番をしていた番人に番賃を払っている²⁶⁾。新松ヶ嶋組^{おわせ}大足村でも、天保7年(1836)と同12年、夜廻り給として非人番に支払っている²⁷⁾。

4) 無宿者で強勢の者松坂領追い払い

寛政13年(1801)2月、松坂領では、西黒部村にいた無宿者の牛博^{ぼくろう}が強勢で不埒のことがあったので、松坂領から追放したが、もし立ち帰ったならば、非人番に申し付けて追い払うようにせよと通達した²⁸⁾。

5) 不正米の取り締まり

松坂代官小浦惣内は、大庄屋中に宛てて、嘉永4年(1851)8月、近年、年貢を納入しない

で、新米を抜け売りしたり、こうした不正米を買い集める者がいるので、非人番に取り締まらせ、召し捕えさせるように命じた²⁹⁾。

6) 犯人護送の警備

天保2年(1831)3月、その前年から1月にかけて志摩国で起こった^{なぎり}波切騒動で捕まった囚人の護送の警備に「番人」が当たった³⁰⁾。

7) 往還の警備

勢州奉行は、文政13年(1830)^{うるう}閏3月、伊勢神宮へのお蔭参りが急増してきたとして惣廻り・非人番に街道取り締まりを嚴重にさせるよう大庄屋に指示した。同月、大庄屋中から船江村庄屋に非人番1人を^{みわたり}三渡あたりの往還警備に当てるよう要請している³¹⁾。

8) 通行の先払い

安政7年(1860)6月、紀州藩家老で新宮領主の水野土佐守忠央の通行に際して、その先払いを非人番に命じている³²⁾。また、文久3年(1863)1月、^{おおいのかみ}土井大炊守の祖母の松坂通行に当たってやはり先払いを非人番に命じていた³³⁾。

9) 犬狩り

天保13年(1842)11月、近年、犬が増えて、鶴の飼育や鷹匠が鶴を捕まえたり飼育したりするのに妨げになるとして、この冬に限り非人番に捕獲させることを勢州奉行から代官に指示した³⁴⁾。なお、和歌山城下や田辺領では皮多が犬狩りを行った³⁵⁾。

以上のように非人番の職務は、警察業務を中心として多岐にわたっていた。

3 職制・命令系統

職制に関して述べると、平の非人番の上に非人頭がいた。寛政10年(1798)12月、大黒田村在住の非人頭が、町方の非人番を勤めていたが、不都合があつて辞めさせられている³⁶⁾。文久2年(1862)12月、非人頭岩平が「頭役」を申し付けられたとある³⁷⁾。「非人番頭」(九郎助。文

久2年)⁴⁸とも「番非人頭」(松坂裏町在住久五郎。寛政10年)⁴⁹とも称された。その下に「小頭」(寛政2年)⁴⁰あるいは「非人番小頭」(駅部田村在住。文久3年)⁴¹がいて、さらにその下に「平番人」(寛政2年)⁴²がいた。

次に命令系統をみると、村方では、各組ごとの大庄屋・胡乱者改(助役)——庄屋/非人頭・非人番頭——小頭——平番人(村方非人番)、町方では、各組ごとの大年寄・胡乱者改(助役)——町年寄/非人頭・非人番頭——小頭——平番人(町方非人番)となっていたようである。

胡乱者改(助役/助/介役)の初見は、安永3年(1774)2月付史料である⁴³。金谷丹二が就任していた。天明元年(1781)12月の時点では、胡乱者改助に大平尾村地土の金谷松兵衛が就いていた⁴⁴。この胡乱者改役は、本藩では郡奉行配下として18世紀中期に設置されているが⁴⁵、松坂領ではいつ設置されたかの究明も、今後の課題である。なお、『田辺同和史』通史編では記述はなく、同史料編にも、関係記事は見当たらない。前掲芝 英一『近世身分制と被差別の民——田辺領の場合——』の[五]近世田辺領における身分制度と非人番(番太)には、「盗賊改方」は出てくるものの、「胡乱者改役」の記述はみられない。

4 非人番の職務遂行の様子

1) 装束

松坂出身の森壺仙が文化8年(1811)に著した民俗誌『宝曆咄し』に非人番について次のように記されている。

[史料4]

一 瓦町五人之非人番、雨之降日は竹の子笠ニ而来る、町家内へ入る時ハはき物をぬぎてはいる、常はより棒斗脇さしはさゝす、紺のかんばんニ紺のもゝ引

也⁴⁶

瓦町に五人の非人番がいて、紺のかんばん(看板。法被^{はっぴ}のような衣類)を着て紺の股引^{ももひき}をはき、雨の日は竹の子笠を被っていたという。弘化4年(1847)大足村では、この「看板」の仕替え代も村から払っていた⁴⁷。史料4にあるように町の家に入る時は、履物を脱いだ。

2) 持ち物

法田村「村小入用帳」の明治3年(1870)8月17日の項で、「一 三拾貳匁 夜番太鼓張かへ弟国村穢多浅衛門⁴⁸」とあって、夜廻りのときに常時叩いたか非常のときに叩いたかは不明であるが、太鼓を携行していたようである。史料4によれば、通常、寄棒だけを持っていて、脇差^{わきざし}は差さなかったとある。しかし、明治4年2月に伊勢路村非人番権八が犯人を召し取る際、まず十手で、次に脇差で峰打ちで、最後は刃の方を向けて取り押さえた⁴⁹とある。

寛政2年(1790)9月、松坂領西黒部村非人番新八一家が捕まったとき、衣類・道具類が書き上げられた。そのなかに、六尺棒1本、半棒1本、はや縄2本、「じってい」(十手)1本、古脇差1腰、「ちょふちん」(提灯)1つが含まれていた⁵⁰。別の記録に「非人番方挑灯」⁵¹とあるので、夜間取り締まりの際に携帯したのであろう。

3) 非人番小屋

非人番小屋には、「非人番小家附御用挑灯」とあるように、非人番の家の軒先に吊るしたのではないかと思われる⁵²。

4) 盗賊召し捕り後の手続き

この手続きについては、史料5で判明する。

[史料5]

一 其組内、村々ニ而盗賊召捕候ハ、村方非人番、其組惣廻り共ニ而下調ニおよび、

口書を以、拙者共手前へ達出、指図請、
大黒田村惣廻り頭早助宅へ引入候筈、尤
入墨有之候者ハ其段口書江認入達出候
筈、右之旨惣廻り非人番共へ入念可被申
付候、仍之申遣候、以上

野呂万平

八月廿三日

金谷七五郎

八重田組

年番庄屋中⁵³

この史料は嘉永5年(1852)のものである。
差出人の野呂万平・金谷七五郎は、胡乱者改あ
るいは胡乱者改助と推測される。なぜなら金谷
丹二が安永3年(1774)2月に「胡乱者改助」⁵⁴
として、また平尾村地土金谷松兵衛が天明元年
(1781)12月に「三領在々当分胡乱者改介役」⁵⁵
として出ているからである。下線部によれば、
非人番は、犯人を逮捕したあと、その組に置か
れた惣廻りとともに「下調」をして「口書」を
もって、胡乱者改(助)に報告したうえ、その
差図を受けて、被逮捕者を大黒田村惣廻り頭早
助宅へ引き入れておくようにしていた。

5 非人番の収入と住居

1) 収入

まず町・村から「非人番給」を受領していた。
たとえば明治4年(1871)6月の東岸江組明細
帳⁵⁶によると、次のとおりである。

〈飯高郡〉

矢川村	年間	米	1斗5升
西岸江村	年間	米	5斗(軒別月集め。東岸 江村より兼帯)
郷津村 ^{こうづ}	年間	米	5斗(軒別月集め。高町 屋村より兼帯)
高町屋村	年間	5斗	(郷津村と兼帯)
上川村	年間	米2石2斗	(2人分。1人1

石1斗)

下村	年間	錢10貫文(垣鼻村より兼帯)
田原村	年間	米1石2斗(垣鼻村より兼帯)
垣鼻村	年間	米2石3斗 麦 9斗 錢64貫文(下村・田原村と兼 帯)
大津村	年間	錢10貫文(東岸江村と兼帯)
東岸江村	年間	1石2斗程(軒別月集め。西 岸江村・大津村・朝田村と兼帯)
〈飯野郡〉		
西黒部村	年間	米2石2斗 麦6石4斗2升4合
古井村	年間	米 5斗 錢2貫500文(佐久米村と兼 帯)
西野々村	年間	1か村につき玄米5斗 錢2貫500文(佐久米村と兼 帯)
大黒田村	年間	5斗 錢2貫500文(佐久米村と兼 帯)
佐久米村	年間	5斗 錢2貫500文(吉井村・西野々 村・大黒田村と兼帯)
朝田村	年間	9斗 金 1歩2朱 錢3貫750文(東岸江村惣廻 り八助が兼帯)
豊原村	年間	3斗5升(夏・秋2回に分けて 支給。津藩の非人番が兼帯)

以上のように、米・麦の区別が明記されてい
ない村もあるが、おそらく米であったと思われる。
支給の仕方もさまざまであるし、また、米
だけの支給額をみても兼帯は除くとして、年間
1人当たり1斗5升から2石2斗まで、だいたい

んばらつきがみられる⁶⁷⁾。

2) 住居

村が提供する「村端入口」に建てられた「番小屋」(非人番小屋)に住み⁶⁸⁾、屋敷地の年貢は、村負担であった⁶⁹⁾。屋根の葺き替え⁶⁰⁾、壁塗り⁶¹⁾、家直し造作⁶²⁾、障子の張り替え代⁶³⁾などすべて村負担であった。

村から非人番給が支給されていたこと、住居が村から提供され、修理費などすべて村の負担で行われていたことに加えて、職務遂行上の必要経費である油錢⁶⁴⁾、提灯張り替え代⁶⁵⁾、太鼓張り替え代⁶⁶⁾、看板(前述の法被のような衣類)の仕替え代⁶⁷⁾なども村から払っていたことから、非人番が村抱えであったことは明白である。

また、非人番が、百姓・町人に比べて、一等、低く見られて差別されていたことは、前述のように町家内に入るときは、履物を脱がされていたことからもうかがえる。ただし、紀州藩では「穢多」「非人」身分の人々が物貰いに出るときは、「雨落より内江申間舗事」、あるいは買い物に出かけるときは「敷居内へ立入申間舗」とされていたこと⁶⁸⁾に比べると、差別の度合いが相対的に緩かったといえよう。

2 惣廻りについて

1 惣廻りの成立と配置

成立時期についてみると、前述のように本藩では貞享3年(1686)8月に非人番かから惣廻りが任じられたという。田辺領では、宝暦11年(1761)より設置された⁶⁹⁾。尾鷲(おわせ)組では「惣廻り」という名称の初見は、正徳元年(1711)10月の史料であった。松坂領では、「惣廻り」の初見は寛政11年(1799)4月付の史料6である。

[史料6]

大黒田村領罷在候非人番、当町ニ而非人番為相勤候処、去暮ヲ以相止メ、前段ニ町方へ三人抱置、藤兵衛・四郎兵衛下ノ手へ申付置候者共、自今町惣廻リと申答、尤西町東分、船江、田之内致小屋懸候而指置候筈候

右之趣町方へ相通し可申候也

(寛政11年)

未 四月

町会所⁷⁰⁾

寛政10年暮れまで大黒田村非人番が町方非人番を勤めていたが、それを辞めさせ、代わって藤兵衛・四郎兵衛の「下ノ手」3人に申し付けた。自今、彼らを「町惣廻り」と呼ぶとした。

配置については、本藩では各組ごとに配置されたようであるが⁷¹⁾、田辺領の在方では各組ごとに置かれたのではなく、領内を東西に分けて1人ずつ置かれた⁷²⁾。松阪領の村方では、本藩同様大庄屋組ごとに設置されたと推定される。たとえば寛政13年(1801)1月の史料7には、次のように記されている。

[史料7]

当組非人番惣廻り松崎浦非人番早助相勤罷在候所、及老年難相勤旨、願出候由、右浦役人中被申出候間、願之通指免し、右跡惣廻り曲むら非人番丈八と申者へ申付候間、其段村々非人番共へ可被申聞候、仍之申越候、以上

中村雄二郎

正月廿九日

右村々

庄屋中⁷³⁾

差出人の中村雄二郎は新松ヶ嶋組大庄屋である。冒頭の「当組」は、新松ヶ嶋組をさし、組に惣廻りが置かれていたことを示している。ま

た、天保5年1月の史料にも、「八重田組惣廻り之儀、黒野村非人番伴六江申付」⁷⁴⁾とあることから、松阪領では本藩同様、各組ごとに惣廻りが設置された可能性が高いと考えられる。

ところで、紀州藩における大庄屋組は、およそ20～30か村、石高では9000石程度を単位として編成され、延宝期(1673～81)にその原型ができていたものとされる⁷⁵⁾。松阪領には、大庄屋組が8組あった。1組5～24か村で、平均16～17か村である⁷⁶⁾。

松坂町には大年寄組が7組あった。大年寄は、元文元年(1738)本町組三井則右エ衛門が任命されたのが始まりという⁷⁷⁾。町方にも惣廻りはいたが、どのように配置されていたのかは今のところ不明である。

2 惣廻りの職務

惣廻りの対象地域は、各組内が基本と考えられる。

1) 盗賊の召し捕り

文政元年(1818)7月、「無宿盗賊召捕候節、惣廻り共、手前ニ而下調べ仕らせ」⁷⁸⁾とあって、盗賊の逮捕に当たっていた。伊勢三領では、金1両以下の盗みであれば、代官に連絡させたいうえ、惣廻りに犯人を追い払わせ、盗品の捌(さば)き口が分かれば惣廻りより盗まれた者へ引き渡していた⁷⁹⁾。

2) 逮捕した盗賊の「下調」

前掲史料5に「其組内、村々ニ而盗賊召捕候ハ、村方非人番、其組惣廻り共ニ而下調ニおよひ申、口書を以、拙者共手前へ達出、指図請」とあるように、逮捕した盗賊の「下調」を非人番とともにに行った。そのことは、前掲文政元年7月の史料でも裏付けられる。

3) 街道の取り締まり

文政13年(1830)閏4月、非人番の職務の項でも述べたように勢州奉行は、伊勢神宮へのお

蔭参りが急増してきたとして非人番とともに惣廻りにも街道取り締まりを厳重にさせるよう大庄屋に指示した⁸⁰⁾。

3 惣廻りの職制と命令系統

惣廻りの職制としては、惣廻り頭がいて⁸¹⁾、その下に各組の惣廻りがいたようである。その配下に小頭及び在方非人番がいた。

命令系統は、諸種の史料から、以下のようであったと考えられる。

勢州奉行(兼松坂町奉行・御船奉行)——
松坂代官——各組ごとの大庄屋・大年寄・
胡乱者改(助役)——惣廻り頭—各組の惣
廻り

ところで、惣廻りの任命権は、村方では大庄屋がもっていた。たとえば寛政13年(1801)1月、新松ヶ嶋組大庄屋が惣廻り早助(松崎浦非人番)の後任に曲村非人番丈八を任命していた⁸²⁾。また、天保5年(1834)3月、八重田組惣廻りを大庄屋が決めた。やはり非人番(小頭)から選んでいた⁸³⁾。寛政4年(1792)、東岸江組では、番賃が嵩み難儀なので、相談の上、惣廻り団六の後任を取らず、各村の非人番を交代で昼1人・夜1人巡廻させることにした⁸⁴⁾。

なお、田辺領では、総触頭——在方惣廻り——小頭——平番太という機構が整えられたとされている⁸⁵⁾。

4 惣廻りの職務遂行の仕方

前に触れた嘉永5年(1852)8月23日付史料によれば、盗賊召し捕り後の手続きについては、非人番とともに「下調」をして「口書」をもって胡乱者改/同介助に報告したうえ、その差図を受けて、被逮捕者を大黒田村惣廻り頭早助宅へ引き入れておくことになっていた⁸⁶⁾。

5 惣廻りの収入・住居

惣廻り給の支給について、東岸江組東岸江村では明治4年(1871)6月、「非人番給」とは別に、「惣廻り給」として村から出していた。「秋米三斗程、夏麦三斗程 但一組壺メ」とある⁸⁷⁾。

住居については、非人番同様、村提供と推測される。天保5年(1834)3月、八重田組惣廻りを大庄屋が黒野村非人番伴六に申し付けた際、伴六が塚本村に引っ越しすることになっている旨、組内各庄屋に通知している⁸⁸⁾。もともと伴六は、黒野村の番小屋に住んでいたわけだから、引っ越し後は塚本村が住居を提供したもののと思われる。

終わりに

—「解放令」発布までの非人番・惣廻りの推移

明治維新後の非人番について簡単にみてみると、『松』①収録史料では明治4年(1871)6月まで一貫して「非人番」として表れている⁸⁹⁾。また、「非人番給」が村方から支給され続けている⁹⁰⁾。ただし、明治3年9月、「松坂非人番之業勤候者共、向後松坂下牢番之心得ニ而、惣廻り之業相勤候様可心得事」⁹¹⁾と命じられている。従来、勤めていなかった牢番(皮多が勤めていた)および惣廻りを非人番に課せられた。

惣廻りについては、明治4年6月まで一貫して「惣廻り」として表れている。また、「惣廻り給」が組内の村から支給されていた⁹²⁾。ただし、明治2年8月、召し捕り役人雑用費用は、官費から支出されることとなり、刑人「引纏越」の際、惣廻り非人番賃米も、官費で支給されることになった⁹³⁾。にもかかわらず、村方からも「惣廻り給」が支給されていたのは、官費だけでは生活が難しかったからであろうか。なお、明治3年7月～翌年2月の時点で、惣廻りも、牢番に関わっていた⁹⁴⁾。

なお、本稿は、「紀州藩松坂領における非人番及び惣廻りについて」というテーマで社団法人和歌山人権研究所の『和歌山研究所通信』第37号(2010年7月、4～5頁)に掲載されたものに、紙幅の制約により収録できなかった史料を補い、かつ大幅に書き足したものであることをお断りしておきたい。

注

- (1) 芝英一「近世田辺領における身分制度と非人番(番太)『近世身分制と被差別の民——田辺領の場合——』南部郷部落問題研究会、1989年8月、98～130頁。
 - (2) 『田辺同和史』第1巻通史編、田辺市、2000年3月、75～76頁、123～128頁、177～179頁、338～342頁。
 - (3) 藤本清二郎「和歌山城下、吹上非人村の形成と展開」『和歌山地方史研究』第8号、1985年1月、「城下町和歌山におけるかわた・非人制」『部落問題研究』第83輯、1985年4月、「近世中期における和歌山近郷の非人番と長吏支配」安藤精一先生退官記念会編・刊『和歌山地方史の研究』所収、1987年、「和歌山城下非人村の長吏・非人改役と肝煎」『和歌山地方史研究』第55号、2008年7月。
 - (4) 藤井寿一「紀州藩非人身分の諸相」『しこく部落史』第12号、2010年2月。紀州藩領以外の地域における非人番研究には、一定の蓄積があるが、畿内を中心とした研究で、それまでの研究史を整理したうえで、その実態や変化、変化の社会的政治的背景などを総合的に分析した業績として、のびしょうじの二つの論稿がある。「村方非人番の成立」『地域史研究』16巻3号、1987年3月。「広域非人番制の展開と村々の抵抗(一)(二)」『地域史研究』17巻2号・3号、1988年1月・3月。
- その後、筆者も、『改訂箕面市史』部落史 本文編(箕面市、1999年3月)で、大阪府箕面市域における非人番の存在状況、支配系統、役目、収入、住居、信仰など、やや詳しく論述した(62～75頁)。
- その後の主な業績として次の論稿がある。
- ・山本薫「研究ノート 泉州の堺『四ヶ所』長吏と郡中非人番」『部落問題研究』第159輯、2002年2月。
 - ・坂口由紀「和泉国在方非人番について」『部落問題研究』第165輯、2003年7月。
 - ・のびしょうじ「第9話 村方非人番の成立」『被差別民たちの大阪 近世前期編』解放出版社、2007年。

- ・北崎豊二「非人番制度の解体——摂河両国を中心に」同編著『明治維新と被差別民』解放出版社、2007年。
- (5)笠原正夫『紀州藩の政治と社会』清文堂、2002年、11頁、24頁、39頁。
- (6)『松阪市史』第10巻 史料編近世(1)、蒼人社、1982年、521～522頁。
- (7)『松阪の部落史』第1巻史料編前近代、松阪市、2008年3月、962頁。以下『松』①と略す。
- (8)「天明五年 御用留 巳六月廿一日より」『松』①27頁。
- (9)前掲『田辺同和史』第3巻史料編133頁。同第1巻通史編75頁。
- (10)「松坂権輿雜集」(抄)『松』①735頁。
- (11)「旅人病氣并相果候節入用定夫金蔵方可被出事」『松』①5頁。
- (12)「吹上非人村成立申上候願書写」紀州藩牢番頭家文書編纂会編『城下町牢番頭仲間の生活』発行著者と歌山人権研究所・発行所清文堂出版、2009年、440～441頁。ちなみに和泉国では、在方の史料における非人番の初見は、貞享4年である(『大阪の部落史』第1巻史料編 考古・古代・中世・近世1、部落解放・人権研究所、2005年、515頁)。河内国では初見が同5年(前掲のび「村方非人番の成立」6頁)。紀州藩同様、大阪府域でも、貞享年間ごろから非人番が村々に置かれ始めたといえよう。ただし、摂津国では、初見は享保6年(1721)とだいたいぶん時代が下る(前掲のび論文8頁。前掲『改訂箕面市史』部落史 本文編65頁)。
- (13)前掲『田辺同和史』通史編75頁。
- (14)「宝永五子年より享保十三申年まで 御用筋抜書 その二」『松』①7頁。
- (15)「宝暦十一年巳八月より 萬留帳 西黒部村」『松』①13～14頁。
- (16)「村々非人番増筋之事」『松』①55頁。
- (17)「松本家雜記」『松』①31頁。
- (18)藤井前掲論文、39頁。箕面市域においては、22か村のうち19か村に非人番が置かれていた(2～4か村兼帯を含む。前掲『改訂箕面市史』63～64頁)。
- (19)「明治四年 明細帳 東岸江組」(抄)『松』①299～312頁。
- (20)「古帳書抜」(抄)『松』①747～748頁。
- (21)「明和四年亥極月より 萬留帳 西黒部」『松』①14頁。
- (22)「明和三年戌五月 萬留帳」『松』①15頁。
- (23)「享和二年戌正月 御用留控 西川氏」『松』①33～36頁。同様の通達は、天保2年(1831)9月にも出されている(『松』①64～65頁)。
- (24)「寛政二戌二月 御用留」『松』①28頁。
- (25)「明和三年戌五月 萬留帳」『松』①16頁。
- (26)「文政九年十一月 戌常式不時小入用帳 殿村」『松』①615頁。
- (27)「天保七 申常式不時小入用帳 新松ヶ嶋組 大足村」(抄)『松』①623頁、625頁。
- (28)「寛政拾三年酉正月吉日 御用廻文扣帳」『松』①33頁。
- (29)「嘉永四年亥正月 御用留 三渡り」『松』①104頁。
- (30)「天保二年辛 御用留 三渡」『松』①63頁。
- (31)「文政十三寅正月 御用留 上之庄村庄屋中西善三郎 中西六次郎」『松』①59～60頁。
- (32)「安政七年申正月 御用留 市場庄村」『松』①111頁。
- (33)「文久三年亥正月 御用留 駅部田組」『松』①115頁。
- (34)「天保十三年壬寅正月 御用留 市場之庄村」『松』①88頁。
- (35)前掲『城下町牢番頭仲間の生活』362～363頁。前掲『田辺同和史』第3巻史料編46～48頁、108～109頁。
- (36)「松本家雜記」『松』①31頁。
- (37)「文久二戌正月 大年寄留控 雜帳」(抄)『松』①792頁。
- (38)同上『松』①801頁。
- (39)「御仕置例類集」『松』①32頁。
- (40)「寛政貳年戌三月吉日 廻文扣之帳 石田治部留備 大足村」『松』①28～29頁。
- (41)「文久三年十二月 亥組割帳 駅部田組」『松』①657頁。
- (42)「寛政貳年戌三月吉日 廻文扣之帳 石田治部留備 大足村」『松』①28～29頁。
- (43)「文化八年未六月 公儀御触書并願書定書写」『松』①18頁。
- (44)「天明元癸午五徒^(ママ) 御用御通シ控帳 松坂領駅部田組 村田又吉 但久保村庄屋」『松』①26頁。
- (45)前掲藤井論文で、『和歌山県警察史』第1巻(37頁)に基づいて記述されている(40頁)。
- (46)『宝暦咄し』『松』①753頁。
- (47)「天保十五年 辰常式不時小入用帳 新松ヶ嶋組 大足村」(抄)『松』①643頁。
- (48)「文政十二年己丑歳極月 地下方諸入用帳」(抄)『松』①621頁。
- (49)「明治四年未正月 一番 御用留 三渡里」『松』①812頁。
- (50)「寛政二戌二月 御用留 寛政三亥十一月迄」『松』①749頁。

- (51)「弘化三年 午常式不時小入用帳 新松ケ嶋組 大足村」(抄)『松』①651頁。「非人番挑ちん」ともある(645頁)。
- (52)「天保十五年 辰常式不時小入用帳 新松ケ嶋組 大足村」(抄)『松』①640頁。
- (53)「嘉永五年 御用留 三渡り」『松』①108頁。
- (54)「文化八年未六月 公儀御触書并願書定書写」『松』①18頁。
- (55)「天明元癸午五徒⁽⁷⁷⁾ 御用御通シ控帳 松坂領駅部田組 村田又吉 但久保村庄屋」『松』①26頁。
- (56)「明治四年 明細帳 東岸江組」抄『松』①299～312頁。
- (57)撰津国豊島郡西小路村では、天保14年(1843)の非人番給は年間米・麦合わせて3石7斗2升であった。同郡上止々呂美村では、嘉永3年(1850)、銀161匁、米に換算して約2石1斗であった(前掲『改訂箕面市史』73頁)。
- (58)「宝暦十一年巳八月より 萬留帳 西黒部村」『松』①14頁。町方の場合も、町の端、道路が交差する角に番人小屋が置かれていたことは、森 壺仙筆「宝暦時代西町之図之通」の絵図で確認できる。同絵図に西町2丁目の角の所に「番人」の屋敷地が描かれている(『松阪市史』別巻1 松阪地図集成、蒼人社、1983年、19-3)。
- (59)弘化4年(1847)大足村一『松』①641頁。
- (60)文政12年(1829)法田村一『松』①618頁。
- (61)弘化3年(1846)大足村一『松』①650頁。
- (62)天保7年(1836)大足村一『松』①625頁。
- (63)文政10年(1827)殿村一『松』①617頁。
- (64)文政12年(1829)法田村一『松』①618頁。
- (65)天保15年(1844)大足村一『松』①640頁。弘化3年(1846)同村一『松』①651頁。
- (66)明治元年(1868)法田村一『松』①621頁。
- (67)文久2年(1862)大足村一『松』①643頁。
- (68)天保13年(1842)3月に出された紀州藩の「穢多・非人」取締令「松坂領新松ケ嶋村 御用留 文政八年より天保十四年」『松』85頁。同様の触れは、元治2年(1865)7月、明治3年(1870)12月にも出されている。『松』①120頁、137～138頁。
- (69)前掲『田辺同和史』通史編123頁。
- (70)「松本家雑記」『松』①31頁。
- (71)前掲藤井論文37頁。
- (72)前掲『田辺同和史』通史編123頁。
- (73)「寛政拾三年酉正月吉日 御用廻文扣帳」『松』①32～33頁。
- (74)「天保五年午正月 御用留 上之庄村庄屋中西善三郎 中西六次郎」『松』①68頁。
- (75)『和歌山県史』近世、197頁。
- (76)「紀州勢州三領之事」『松阪市史』第13巻 史料篇 御用留、松阪市、1981年、515～517頁。
- (77)『松』①803頁の「解説」。
- (78)「諸事御用筋附込并心覚ひかへ」『松』①42頁。
- (79)同上。
- (80)「文政十三年寅正月 御用留 上之庄村庄屋中西善三郎 中西六次郎」『松』①59～60頁。
- (81)たとえば天保3年(1832)2月、大黒田村惣廻り頭早助が退役し、その後任に息子の武蔵が任じられている(「天保三年辰 御用留 三渡村」『松』①761～762頁)。また、同4年7月の史料に「大黒田村惣廻り頭市助」とある(「覚」『松』①622頁)。
- (82)「寛政拾三年酉正月吉日 御用廻文扣帳」『松』①32～33頁。
- (83)「天保五年午正月 御用留 上之庄村庄屋中西善三郎 中西六次郎」『松』①68頁。
- (84)「寛政三亥霜月 諸御用留帳 西黒部村」『松』①750頁。
- (85)前掲『田辺同和史』通史編124頁。
- (86)「嘉永五年 御用留 三渡り」『松』①108頁。
- (87)「明治四年 明細帳 東岸江組」(抄)『松』①310頁。
- (88)「天保五年午正月 御用留 上之庄村庄屋中西善三郎 中西六次郎」『松』①68頁。
- (89)たとえば明治3年では、『松』①132頁、134頁、270頁などに、明治4年では138頁、145頁、299、813頁などに「非人番」と出ている。明治維新後の撰津国・河内国における非人番の様子については、注(4)であげた北崎豊二論文に詳しい。
- (90)たとえば明治4年6月の史料によって東岸江組の村々では、「非人番代」「非人番給」が支給されていたことが分かる(「明治四年 明細帳 東岸江組」(抄)『松』①299～312頁)。
- (91)「明治三年午九月 四番 御用留 三渡村」『松』①133～134頁。
- (92)「明治四年 明細帳 東岸江組」(抄)『松』①310頁。
- (93)「明治二年巳六月 三番 御用留 三渡り」『松』①126～127頁。
- (94)「明治三年午七月ヨリ 有宿者牢中扶持方雑用銀取立帳 駅部田組」『松』①674～684頁。